

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。



職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施します。

その一環として、厚生労働省主催「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。是非、ご覧ください。

■「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」(厚生労働省主催)

【開催概要】

- ・開催日：令和6年12月10日(火) 13:30～15:15 (13:00 オンライン画面スタート)
- ・会場：オンラインで配信
- ・参加費：無料

【内容】

- ・基調講演「カスタマーハラスメント対策の現状について」
講師：原 昌登 教授 (成蹊大学法学部)
- ・パネルディスカッション「企業のカスタマーハラスメント対策の取組事例」

【詳細・参加申込はこちら】

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

※本シンポジウムに関するご質問・お問い合わせは上記ホームページからお願いいたします。



■ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

■お問合せ

愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 052(857)0312